

都市計画に関する基本的な方針

豊島区都市づくりビジョン

一次世代が誇れる文化と魅力を備えた都市の創造

原案

パブリックコメント用リーフレット

区民の皆さまからのご意見を募集します！

平成26年10月1日(水)～10月31日(金)まで

豊島区都市づくりビジョン(都市計画に関する基本的な方針)とは

特別区を含む市町村が定める都市計画に関する基本的な方針で、「豊島区基本構想」、「豊島区基本計画」に即して定める都市づくりの総合的な指針として分野別計画との連携を図ります。

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」(東京都)
「豊島区基本構想」、「豊島区基本計画」

豊島区都市づくりビジョン(都市計画マスタープラン)

個別具体の都市計画・関連計画

■豊島区都市づくりビジョンの策定にあたって

今回、策定する「都市計画に関する基本的な方針」は、これまでの都市計画マスタープランが担ってきたハード整備に一部ソフト施策を織り込んだ内容であることから、ハードとソフトが一体となった都市づくりを推進していく姿勢を示すために、名称を「豊島区都市づくりビジョン」とします。

なお、策定にあたっては、区民や学識経験者などで構成する検討委員会において、全体構想並びに地域別構想を検討しました。

また、地域別構想の検討にあたっては、平成25年度に地区別ワークショップを実施し、区民の皆様からご意見を頂戴いたしました。

このたび、「豊島区都市づくりビジョン(原案)」がまとまりましたので、公表いたします。

第1章 豊島区都市計画マスタープランの策定

—豊島区都市づくりビジョンに向けて—

■策定の背景、目的

- 平成12(2000)年3月に「豊島区都市計画マスタープラン」を策定してから14年が経過し、豊島区の都市づくりを取り巻く環境は大きく変化しています。
- 国は、都市計画法を改正し、住民参加の仕組みとして地区計画申出制度や都市計画提案制度などを創設、その後、美しい街並みなど良好な景観形成に向けて「景観緑三法」を公布しました。
- 区は、新たな「基本構想」、「後期基本計画」を策定し、東京都においても、「東京の都市づくりビジョン」の改定、「東京都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」(以下、「都市計画区域マスタープラン」という。)を都市計画決定しました。(予定)
- これからの都市づくりは、本格的な人口減少、少子・超高齢社会の到来、地球環境問題の深刻化、多様化するライフスタイルへの対応、地域特性を生かした都市の魅力づくりなど対応が難しい課題が山積しています。
- 特に、東日本大震災の発生は、災害に強い都市づくりの重要性と緊急性を再認識する機会となりました。区内の4割にも及ぶ木造住宅密集地域の解消や池袋駅を中心とした帰宅困難者対策など、あらゆる都市活動を支える安全性の確保は、都市づくりの最重要課題となっています。
- 策定にあたっては、こうした状況の変化に対応しつつ、将来を見据えた計画としていくために、これまでの都市計画マスタープランを基本として、「新たに追加する」、「強化・充実する」、「継続する」という視点に立って見直します

■構成と策定の基本的な考え方

- ◆広域と地域からの視点による構成
- ◆都市づくりの基本理念・目標の明確化
- ◆「課題別」から「目的別」による都市づくり方針への転換
- ◆協働と政策連携による都市づくりの推進

■目標年次

- 概ね20年先の平成47(2035)年を豊島区都市づくりビジョンの目標年次とし、人口動態の推移、上位計画の改定、東京都の「木密地域不燃化10年プロジェクト」の進捗など、都市づくりを取り巻く環境の変化に対応していくため、概ね10年後の平成37(2025)年に見直しを行います。

第2章 豊島区の現状と特性

■都市づくりを考える主な視点

- 平成 12（2000）年3月に都市計画マスタープランを策定した時点と比べ、都市づくりを取り巻く環境は大きく変化し、課題は複雑化・多様化しています。
- そこで、豊島区の現状と特性を踏まえつつ、策定前の都市計画マスタープランで示す6つのまちづくりの方針に基づき、豊島区都市づくりビジョンの策定にあたって、新たに追加し、強化・充実、継続する都市づくりの主な視点を整理します。

都市づくりを考える主な視点（概要）

（人口動態）

- 人口減少、少子・超高齢社会の進展を捉えた都市づくり

（土地利用）

- 池袋副都心での複合的な土地利用
- 都市計画道路沿道での適切な土地利用
- 良好な住環境の維持・保全

（副都心整備と産業まちづくり）

- 東京の中で存在感を発揮する池袋副都心の再生
- 商店街の活性化、新たなビジネス展開の支援

（道路網・交通体系整備）

- 変化する交通環境を捉えた都市空間の形成
- 地域の資産としての道路の位置づけ
- 安心して公共交通を利用するための鉄道駅やその周辺環境の安全性と利便性の向上
- 道路や橋梁の計画的な維持管理

（住宅・住環境整備）

- ライフステージに応じた良好な住環境の整備
- 適切な維持管理による安全・安心な住宅ストックの形成

（防災まちづくり）

- 木密地域不燃化 10年プロジェクトの着実な推進
- 池袋駅を中心とした帰宅困難者対策の強化
- 被災後の都市復興の事前検討

（環境と共生するまちづくり）

- 地域の資産となる質の高いみどりの創出と保全
- エネルギー効率を高めた環境負荷の低減と都市活力の両立
- 地形、歴史と文化、街並みなど地域特性を生かした景観形成

第3章 豊島区の都市づくりにあたっての立脚点

■都市づくりの基本理念・目標

豊島区基本構想・基本計画

「未来へ ひびきあう、人 まち・としま」

文化と品格を誇れる価値あるまち

安全・安心を創造し続けるまち

安全・安心な都市として信頼される豊島区の実現に向けて

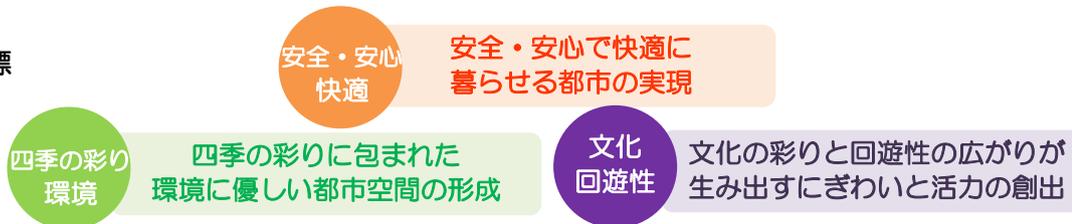
- 豊島区は、平成 24 年にセーフコミュニティの国際認証取得を機会として、さらなる安全・安心の創造を区政推進の基本と位置づけました。
- 協働と政策連携による都市づくりを進め、日本一の高密都市として、これまで経験したことのない超高齢社会に対応し、培われてきた歴史や文化を次世代へと大切に引き継いでいく、価値ある都市を築いていきます。
- その中で、東日本大震災を踏まえ、切迫性が高まる首都直下地震への備えを万全なものとするため、東京都の「木密地域不燃化 10 年プロジェクト」による特定整備路線の整備と不燃化特区制度を最大限にまちづくりとして活用し、期間を限定した集中的な取組により、震災に対して強靱な都市へと生まれ変わらせていきます。
- こうした盤石な安全・安心の上に、地域コミュニティの形成を基本として、環境都市、文化創造都市に向けた取り組みを積み重ねながら、都市の魅力を高めていきます。
- さらに、豊島区は、豊かな歴史と文化を持った個性ある地域が集まっていることから、首都機能の一翼を担う池袋副都心の再生と個性ある地域の魅力を融合させて、東京の中でも存在感ある都市を実現していきます。

都市づくりの基本理念・目標

◆基本理念

次世代が誇れる文化と魅力を備えた都市の創造

◆3つの目標

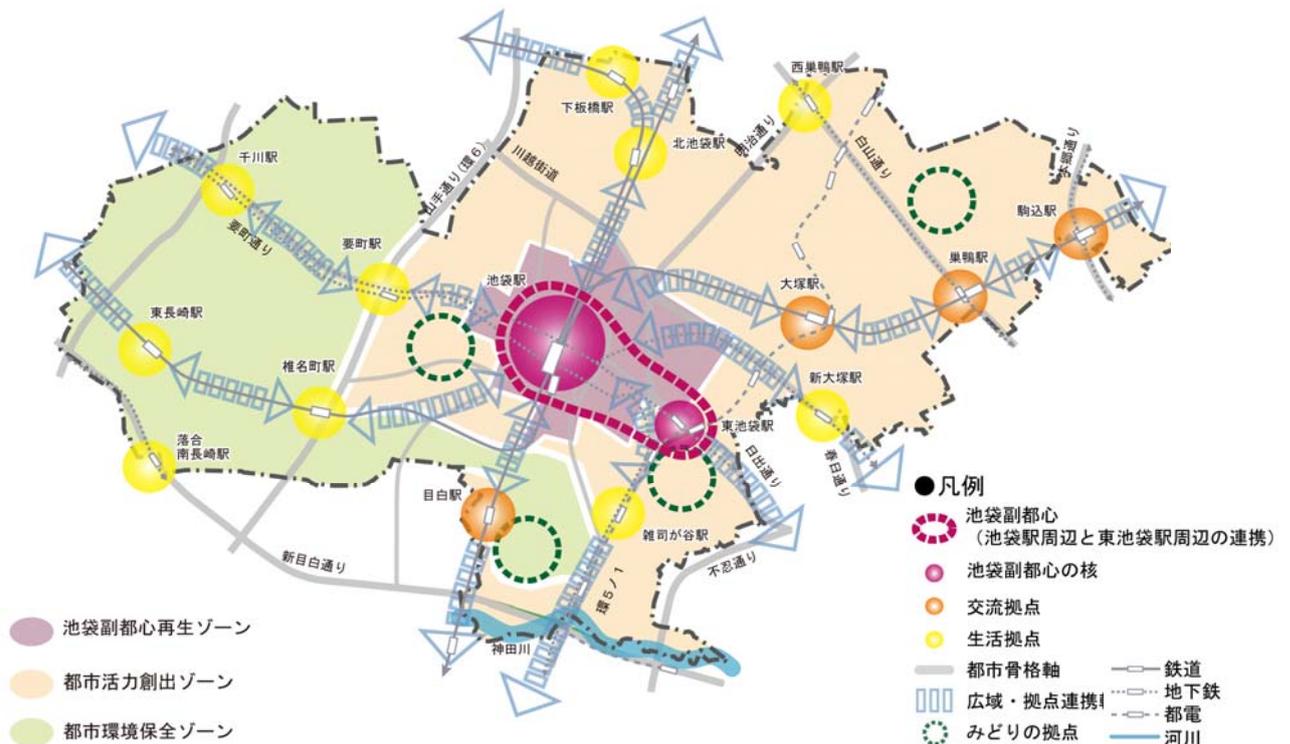


◆8つの戦略（都市づくり方針）

- 1 高度な防災機能を備えた都市の実現
- 2 人に優しい交通環境の構築
- 3 ライフステージに応じた良好な住環境の整備
- 4 エネルギー効率の高い低炭素型都市への転換
- 5 みどりの回廊に包まれた憩いの創出
- 6 個性ある美しい都市空間の形成
- 7 文化を軸としたにぎわいと活力の強化
- 8 健康を支える快適な都市づくりの展開

■都市の骨格（拠点、軸、面）

○都市づくりの目標を実現する豊島区の都市の骨格について、「拠点（集める）」、「軸（つなぐ）」、「面・ゾーン（拡げる）」により示します。



豊島区の都市構造図

※生活拠点：東京都「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」で位置づける「生活拠点」とは異なる区独自の位置づけ。

【拠点】

《都市の骨格の考え方》

- 池袋副都心：池袋駅及び東池袋駅周辺では、相互に連携して池袋副都心を形成する核に位置づけ、首都機能の一翼を担う多様な都市機能の高度な集積により、国内外の人々から選ばれる国際的な拠点
- 交流拠点：商業や業務、文化・交流などの都市機能の集積により、区内外から人々が集まる拠点
- 生活拠点：日常生活を支える都市機能の集積により、地域の人々が活発に交流し、にぎわう拠点

【軸】

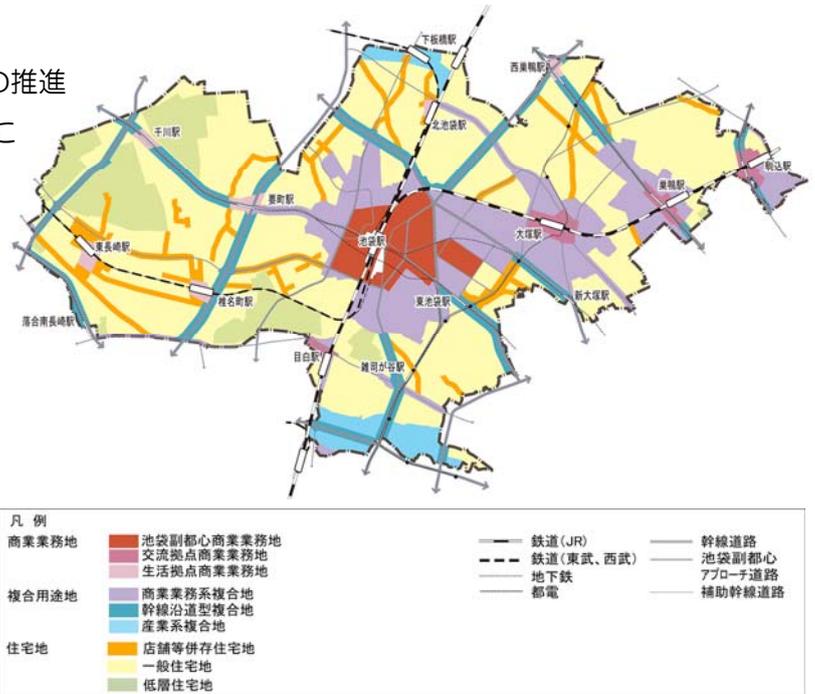
- 都市骨格軸：道路ネットワークの形成、防災、みどり、景観、環境、にぎわいなど様々な機能を担う軸
- 広域・拠点連携軸：広域的な機能連携や交流を支える軸、かつ、区内の拠点間を結び多様な都市活動を（公共交通網）支える軸

【面・ゾーン】

- 都市活力創出ゾーン：利便性が高く、職住が近接したゾーンで、概ね首都高速中央環状線（環状6号線・山手通り）の内側（東側）
- 池袋副都心再生ゾーン：首都機能の一翼を担う多彩な機能が高度に集積するゾーン
- 都市環境保全ゾーン：住宅地を中心にみどり豊かで潤いのある住環境を保全・形成するゾーン

■土地利用方針

○土地利用の類型にあわせた都市づくりの推進
土地利用区分を9分類し、都市づくりに取り組みます。



■協働と政策連携による都市づくりの推進

○豊島区は、「豊島区自治の推進に関する基本条例」を制定し、区民自ら地域の課題に取り組むことを自治の起点として、区民、事業者、区などの協働による自立した区政運営の確立を自治の基本理念に位置づけました。

○また、WHO（世界保健機関）協働センターが推進する安全と健康に関する国際認証制度である「セーフコミュニティ」を取得し、今後、再認証に向けて、区民、地域、民間事業者、NPO、行政など多様な主体が手を携えて都市づくりに取り組み、これまでの分野の枠を超えた横断的な連携による施策展開が不可欠です。

○セーフコミュニティは、区民との協働によるまちづくりであり、その長期継続的な推進を区政の根幹とするため、「豊島区自治の推進に関する基本条例」にセーフコミュニティ活動を位置づけました。

○こうした区政の基本理念を踏まえ、区民、事業者や大学など多様な主体との『協働と政策連携』を豊島区の都市づくりの基本姿勢と位置づけ、都市づくりビジョンの実現に向けて取り組みます。

第4章 目標を実現するための都市づくり方針

○第3章で位置づけた都市づくりの基本理念・目標や都市の骨格と土地利用を実現するために、次の8つの都市づくり方針を掲げます。



8つの都市づくり方針

方針1 高度な防災機能を備えた都市の実現

1 災害に強い都市空間の形成

延焼遮断帯の形成及び緊急輸送道路の機能確保、災害に強い自立・分散型エネルギーシステムの導入、など

2 重点整備地域及び整備地域における防災まちづくりの推進

「木密地域不燃化10年プロジェクト」の推進、など

3 地域の防災性の向上

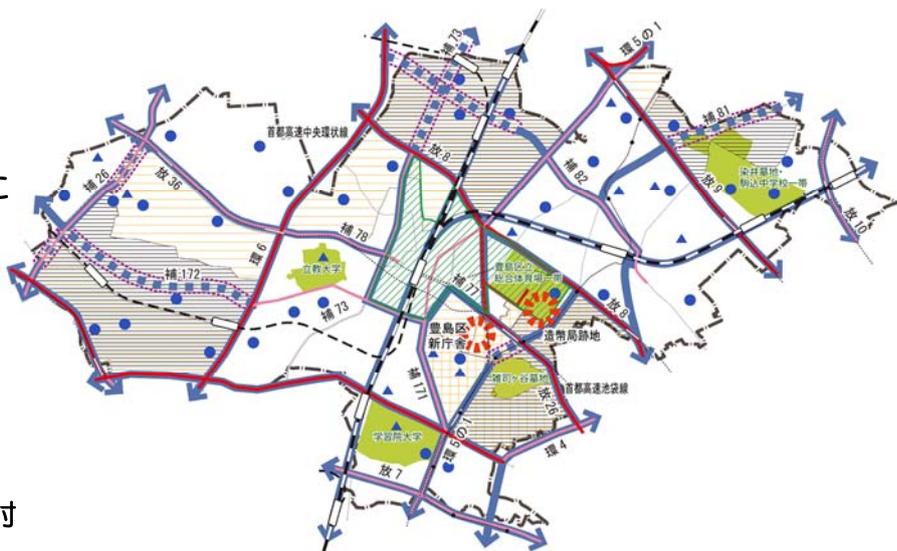
地区道路網及び防災活動拠点の整備、地域による防災活動の促進、など

4 被災後の復興都市づくりの検討

平常時から迅速な都市復興に備えるための事前復興ビジョンの作成、生活復興の推進、など

5 都市型水害対策の推進

都市型水害対策の強化、避難確保計画の策定促進、など



方針2 人に優しい交通環境の構築

1 道路網の形成

主要道路網の形成、地区道路網の形成、生活道路の整備、防災道路の整備、など

2 都市の価値を高める道路の整備

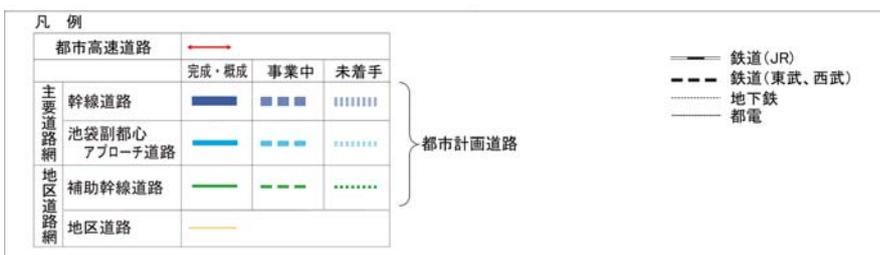
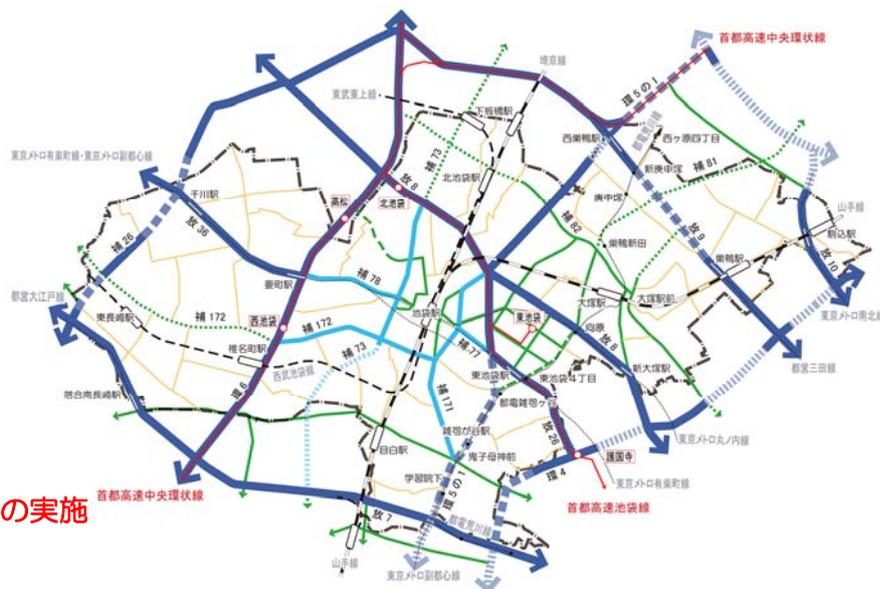
歩行者空間の確保、自転車対策の推進、都市空間の質を高める道路整備の推進、など

3 公共交通機能などの利便性と安全性の向上

公共交通の整備、自動車駐車対策の推進、立体横断施設等の整備、など

4 橋梁・道路の計画的な維持管理の実施

橋梁の計画的な補修及び補強、など



赤字の項目は、今回の改定において、新たに追加・修正した項目です。

方針3 ライフステージに応じた良好な住環境の形成

1 住宅マスタープランとの役割分担による住環境の整備

2 ライフステージに応じた住環境の整備

子育て支援機能の誘導、地域包括ケアシステムの連携、など

3 安全・安心で快適に暮らせる住環境の形成

防災まちづくりの推進、など

4 都市の暮らしを楽しむ

都心居住の推進

職住近接の住環境の推進、リノベーションまちづくりの推進、など

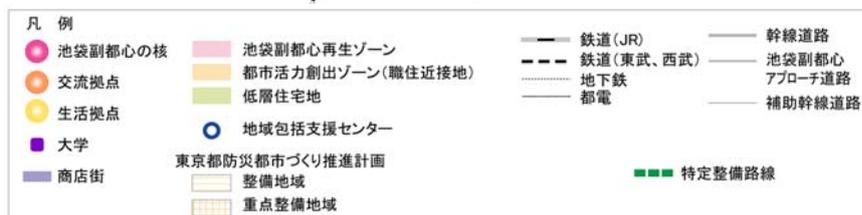
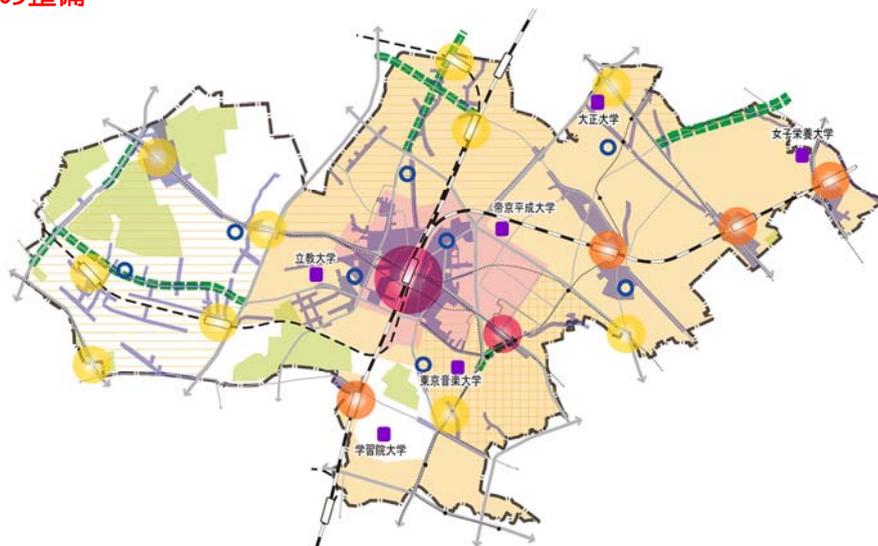
5 良質な住宅ストックの形成

住宅ストックの適切な維持管理、など

6 住環境の総合的な整備を

推進する体制の構築

ライフステージに応じた住み替えの体制、など



方針4 エネルギー効率の高い低炭素型都市への転換

1 エネルギー効率の高い拠点の形成

自立・分散型エネルギーのネットワーク化、スマートコミュニティの構築に向けた連携促進、など

2 環境負荷の少ない交通環境の形成

交通結節機能の強化、鉄道駅のバリアフリー化、など

3 建築物の更新にあわせた

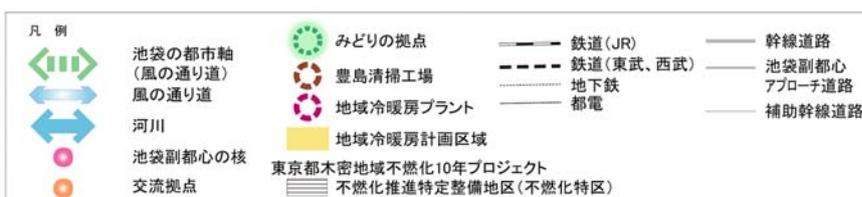
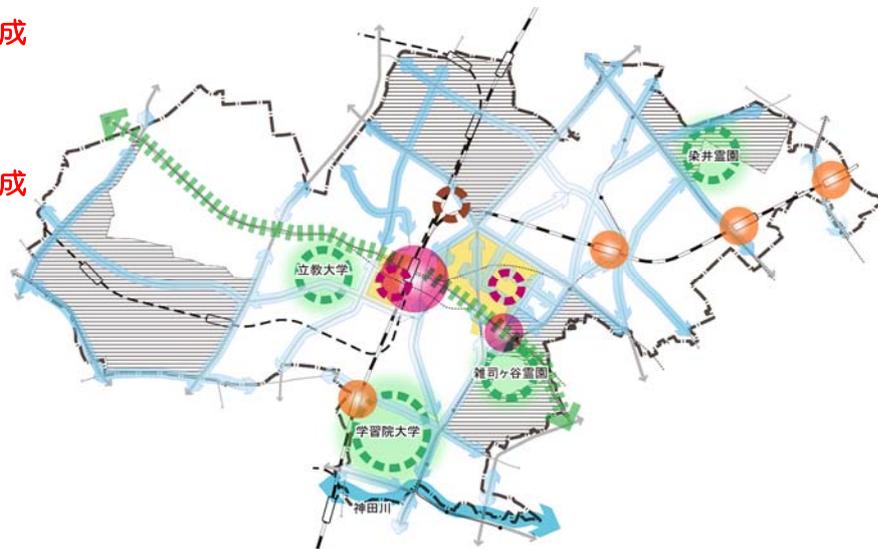
エネルギー対策の推進

太陽光発電や太陽熱、雨水利用の促進、地域冷暖房施設等の面的エネルギーの導入など

4 ヒートアイランド現象の緩和

道路の遮熱舗装化、街路樹の充実、クールスポットの創出など

5 環境配慮の取り組みの普及促進



赤字の項目は、今回の改定において、新たに追加・修正した項目です。

方針5 みどりの回廊に包まれた憩いの創出

1 都市の資産となるみどりの保全と創出

「みどりの拠点」「みどりの軸」「連続性のあるみどり」の形成、など

2 日常生活で触れ合える質の高いみどりの創出と保全

まちづくりと連携したみどりの創出、など

3 生物が生息できるみどりの形成

公園・ビオトープの整備促進、など

4 個性ある公園の整備と多様な主体によるみどりの創出と保全

個性ある公園の整備、防犯に対する安全性の向上、利用ルールの見直し、など



凡例			
	みどりの拠点		公園
	みどりの骨格軸		公園(予定箇所)
	みどりの軸		寺社
	連続したみどりの形成		霊園
			都市公園に準じる施設
			鉄道(JR)
			鉄道(東武、西武)
			地下鉄
			都電
			幹線道路
			池袋副都心
			アプローチ道路
			補助幹線道路

方針6 個性ある美しい都市空間の形成

1 骨格となる景観形成

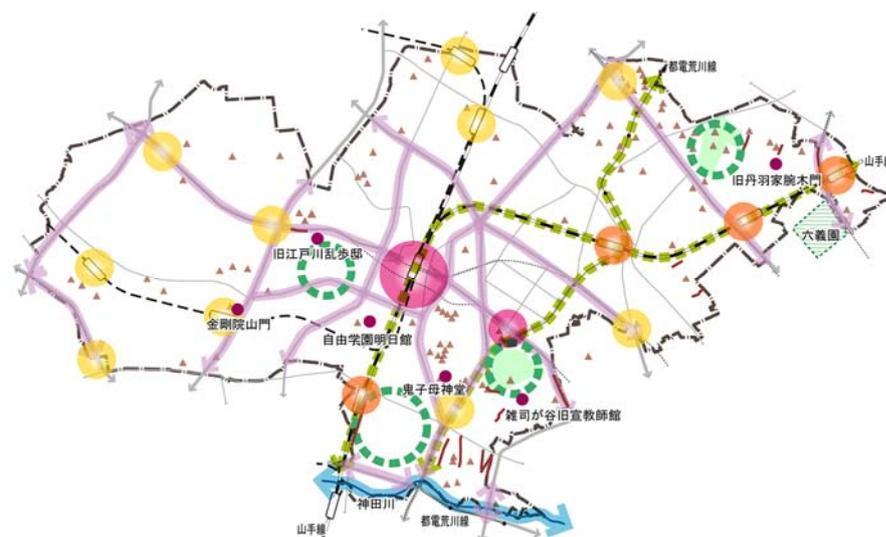
都市骨格軸、神田川沿いと周辺地域が一体となった景観形成、など

2 魅力ある資源や地域特性を生かした景観形成

歴史文化・にぎわいや活力・自然や地形・道路網や線路網の景観資源としての活用、など

3 個性ある景観形成に向けた仕組みづくり

景観法に基づく景観条例の制定、「豊島区景観計画(仮称)」の策定、など



凡例			
	都市骨格軸(景観)		みどりの拠点
	神田川景観軸		池袋副都心の核
	山手線、都電荒川線		交流拠点
	坂道		生活拠点
			文化財(建築物)
			鉄道(JR)
			鉄道(東武、西武)
			地下鉄
			都電
			寺社
			霊園
			幹線道路
			池袋副都心
			アプローチ道路
			補助幹線道路

赤字の項目は、今回の改定において、新たに追加・修正した項目です。

方針7 文化を軸としたにぎわいと活力の強化

1 文化を軸とした都市づくりの推進

2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた、訪れる人を惹きつける文化的な都市づくり、など

2 新たな文化の創造と交流を育む拠点の形成

文化芸術施設の集積を活かした都市機能の充実、学校跡地や公共施設の活用の検討、など

3 様々な地域資源を生かしたまちづくりの推進

寺社仏閣や文化財、近代建築物、民俗芸能を支えてきた土壌を活かした個性ある景観づくりの推進、など

4 文化を基盤とした産業の活性化 空き店舗を活用したスタジオやギャラリー、専門店の誘致、インキュベーター施設の誘致、など

5 観光創造都市づくりの推進

(仮称)サイン整備計画の策定、など



凡例	■ 文化芸術施設(既設)	■ 商店街	— 鉄道(JR)	— 幹線道路
● 池袋副都心の核	□ 文化芸術施設(予定)	▲ 寺社	- - 鉄道(東武、西武)	— 池袋副都心アプローチ道路
● 交流拠点	● 文化財(建築物)	■ 大学	— 地下鉄	— 補助幹線道路
● 生活拠点	● 文化芸術拠点(既設)	● 文化芸術拠点(予定)	— 都電	
	● マンガ文化	● みどりの拠点		
	● 江戸の文化	● 池袋モンパルナスの文化		

方針8 健康を支える快適な都市づくりの展開

1 生活の質を高める都市づくりの推進

医療・福祉・運動機能の充実、など

2 ユニバーサルデザインによる都市づくりの推進

鉄道駅や公共施設のバリアフリー化、サインや情報発信、「心のバリアフリー」のための取り組み、など

3 気軽に身体を動かせる都市空間の整備

公園施設、フットパスの整備など

4 子どもたちの成長と子育てを支える都市空間の創出

子供の主体性を育む遊びや自然との触れあいを生み出す公園やビオトープの整備、子育て支援事業、など

5 快適に過ごせる都市環境の形成

「みどりの拠点」による自然環境や防災機能の充実、など



凡例	→ ウェルネスロード(都市骨格軸)	● 健康を育む拠点	— 鉄道(JR)	— 幹線道路
● 池袋副都心の核	● 公園(既設)	● スポーツ施設(既設)	- - 鉄道(東武、西武)	— 池袋副都心アプローチ道路
● 交流拠点	● 公園(予定)	● スポーツ施設(予定)	— 地下鉄	— 補助幹線道路
● 生活拠点	→ 河川	▲ 保健施設(既設)	— 都電	
● みどりの拠点	→ 谷端川緑道	● 保健施設(予定)		
		⊕ 医療機関(病院)		
		● 地域包括支援センター		

赤字の項目は、今回の改定において、新たに追加・修正した項目です。

第5章 東京の魅力を担う池袋副都心の再生方針

■池袋副都心の再生方針の構成

●都市計画マスタープラン（策定前）
平成12（2000）年

「劇場都市空間づくり」

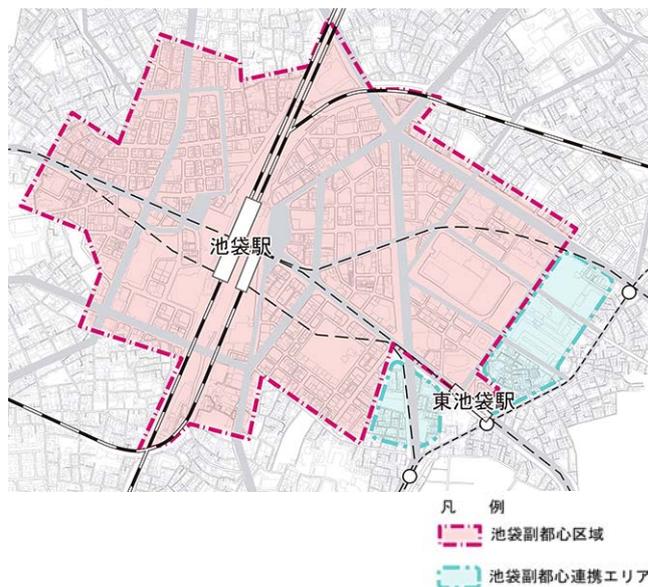
●池袋副都心整備ガイドプラン
平成22（2010）年

「文化と活力、みどりにあふれ
新たなチャレンジの舞台となる『まち』池袋」

これまで引き継がれてきた都市づくりの資産を
生かし新たな価値を創出する

「東京の魅力を担う池袋副都心の再生」

■池袋副都心エリアの考え方



○第5章は、第4章において示した8つの都市づくり
方針を「池袋副都心の再生」の視点から再構成します。

■池袋副都心の再生方針

方針1 高度な防災機能を備えた都市の実現

- (1) エリア防災の推進
- (2) 老朽化した建築物の機能更新と街区再編による防災性の向上
- (3) 防災機能を備えた公園の整備
- (4) 災害時においても都市機能を維持するエネルギーの確保

方針2 人に優しい交通環境の構築

- (1) 池袋副都心の顔となる池袋駅及び駅周辺の再生
- (2) 東西の交通軸の構築による回遊性の創出
- (3) 安全で快適な歩行者空間の創出

方針3 ライフステージに応じた良好な住環境の形成

- (1) 都市の暮らしを楽しむ都心居住の推進
- (2) 外国人居住者にとっても快適な住環境の形成

方針4 I-シティ-効率の高い低炭素型都市への転換

- (1) エネルギー効率の高い拠点の形成
- (2) 環境負荷の少ない交通環境の形成
- (3) 建築物の更新にあわせた環境性能の向上
- (4) ヒートアイランド現象の緩和

方針5 みどりの回廊に包まれた憩いの創出

- (1) 都市の資産となるみどりの保全と創出
- (2) 民有地での身近な緑化の推進

方針6 個性ある美しい都市空間の形成

- (1) にぎわいと活力
- (2) 歴史と文化
- (3) 道路と鉄軌道

方針7 文化を軸としたにぎわいと活力の強化

- (1) 国際アート・カルチャー都市を実現する舞台づくりの推進
- (2) 東京オリンピック・パラリンピックの開催とその先を見据えた都市づくりの展開
- (3) 東京の国際競争力を支える都市づくりの推進
- (4) 観光創造都市づくりの推進

方針8 健康を支える快適な都市づくりの展開

- (1) 生活の質を高める都市づくりの推進
- (2) ユニバーサルデザインによる都市づくりの推進
- (3) 子どもたちの成長と子育てを支える都市空間の創出

■池袋副都心の再生に向けたプロジェクトの推進

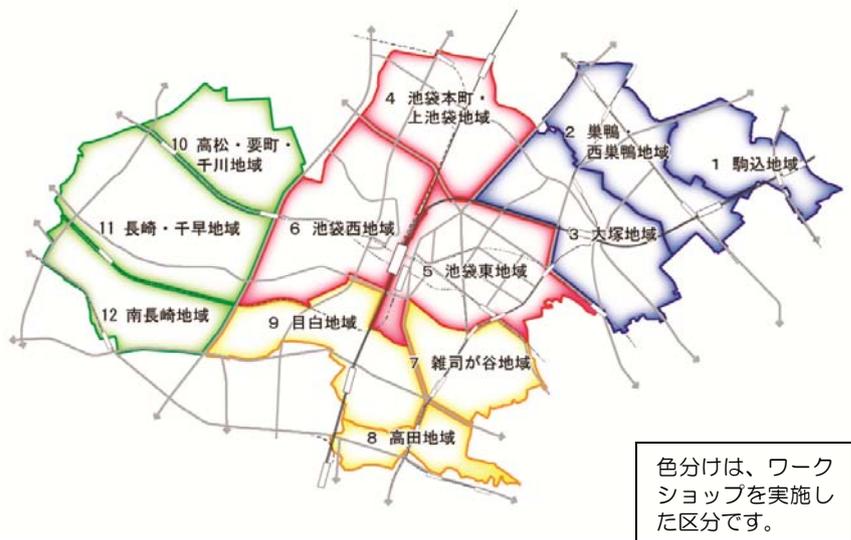


第6章 地域別まちづくり方針

■地域区分の基本的な考え方

○地域に密着したきめ細やかなまちづくりを進めていくために、区全域を12の地域に区分し、それぞれの地域の特性と課題を把握し、個性や特徴を生かしたまちづくり方針を示します。

○12の地域は、町名・町界などの歴史的に形成された区分に基づき、市街地の特性、鉄道・幹線道路、駅利用などの生活行動の圏域を考慮して設定しました。



地域区分	対象町丁目
1 駒込地域	駒込1丁目から7丁目
2 巣鴨・西巣鴨地域	巣鴨1丁目から5丁目、西巣鴨2丁目から4丁目
3 大塚地域	西巣鴨1丁目、北大塚1丁目から3丁目、南大塚1丁目から3丁目、上池袋1丁目
4 池袋本町・上池袋地域	上池袋2丁目から4丁目、池袋本町1丁目から4丁目
5 池袋東地域	上池袋2丁目の一部、東池袋1丁目から5丁目、南池袋1丁目・2丁目
6 池袋西地域	西池袋1丁目・3丁目から5丁目、池袋1丁目から4丁目
7 雑司が谷地域	南池袋3丁目から4丁目、雑司が谷1丁目から3丁目
8 高田地域	高田1丁目から3丁目
9 目白地域	西池袋2丁目、目白1丁目から5丁目
10 高松・要町・千川地域	要町1丁目から3丁目の一部、高松1丁目から3丁目、千川1丁目・2丁目
11 長崎・千早地域	長崎1丁目から6丁目、千早1丁目から4丁目、要町1丁目から3丁目の一部
12 南長崎地域	南長崎1丁目から6丁目

■地域別まちづくり方針

<構成>

- 1 地域の概況
 - (1) 位置 (2) 変遷 (3) 現状
- 2 まちづくりにあたっての立脚点
 - (1) 地域像 (2) まちづくりの主な視点 (3) 地域の骨格
- 3 地域像を実現するためのまちづくり方針
- 4 重点的に推進する都市整備プロジェクト

拠点	池袋副都心の核	交流拠点	生活拠点		
軸	池袋の都市軸	池袋の都市軸			
		みどりの骨格軸			
土地利用方針	みどりの骨格軸	みどりの軸			
		連続したみどりの形成			
	商業業務地	池袋副都心商業業務地			
		交流拠点商業業務地			
		生活拠点商業業務地			
複合用途地		商業業務系複合地			
		幹線沿道型複合地			
		産業系複合地			
住宅地		店舗等併存住宅地			
		一般住宅地			
		低層住宅地			
高速道路					
道路	主要道路網	幹線道路	完成・概成	事業中	未着手
		池袋副都心アプローチ道路			
	地区道路網	補助幹線道路			
		地区道路			
みどり		公園、霊園、児童遊園等			
公共公益施設等		公共公益施設			
		その他のみどり			
		災害に関する協定を締結している教育施設			
		救援センター			
		避難場所			
		東京都防災都市づくり推進計画整備地域(重点整備地域、整備地域)			

都市整備方針図の凡例（共通）

1 駒込地域

■地域像「江戸に咲いた園芸文化の歴史を引き継ぐまち」

■まちづくりの主な視点

- 地域と協働した木造住宅密集地域の改善による災害に強いまちづくり
- 人々のつながりを育むまちづくり
- 日常生活を支える機能が充実した暮らしやすいまちづくり
- 花とみどり、歴史と文化が息づくまちづくり
- ソメイヨシノ発祥の地をブランドにした個性あるまちづくり

□重点的に推進する都市整備プロジェクト

- ①補助 81 号線（特定整備路線）の整備と沿道まちづくりの推進
- ②駒込 6、7 丁目での不燃化特区による不燃化の促進
- ③放射 10 号線の整備
- ④染井霊園の再生



2 巣鴨・西巣鴨地域 ■地域像「旧中山道とともににぎわいを受け継ぐまち」

■まちづくりの主な視点

- 地域と協働した木造住宅密集地域の改善による災害に強いまちづくり
- 旧街道の歴史と文化を生かしたまちづくり
- 商店街の魅力を生かしたまちづくり
- 心地良い暮らしを子どもたちに引き継ぐまちづくり

□重点的に推進する都市整備プロジェクト

- ①放射9号線及び環状5の1号線の整備
- ②補助79号線の整備・補助81号線
(放射9号線以西)の整備と沿道まちづくりの推進
- ③補助81号線(放射9号線以东)
(特定整備路線)の整備と沿道まちづくりの推進
- ④巣鴨5丁目での不燃化特区による不燃化の促進



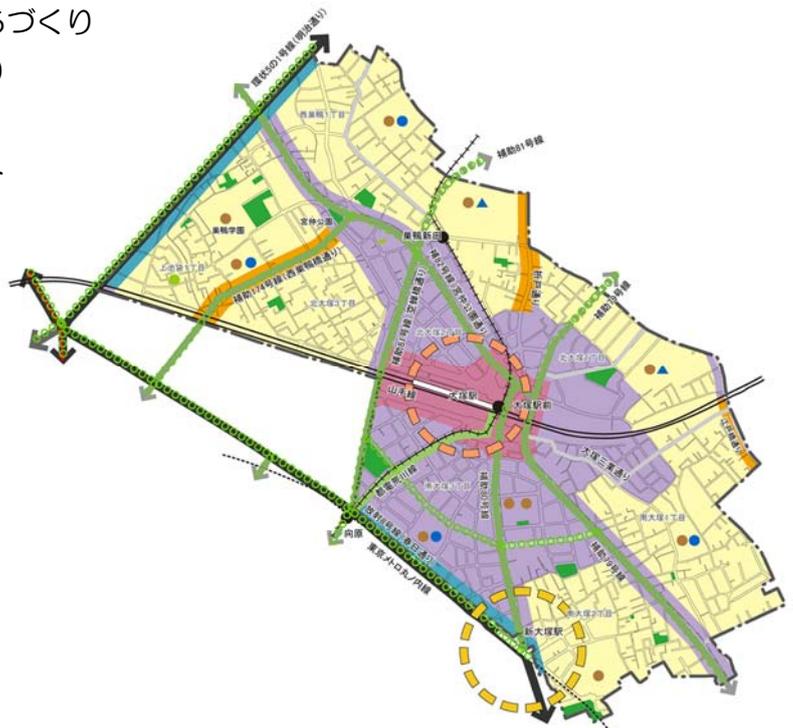
3 大塚地域 ■地域像「鉄道と都電が交差する拠点に人々が集うまち」

■まちづくりの主な視点

- 安全を実感できるまちづくり
- 利便性の高い駅を中心に人々が集うまちづくり
- 地域で支え合う安心で暮らしやすいまちづくり
- 鉄道や都電の風景を生かしたまちづくり

□重点的に推進する都市整備プロジェクト

- ①大塚駅周辺の整備
- ②補助79号線の整備
- ③補助80号線の整備
- ④上池袋1丁目での居住環境総合整備事業の推進



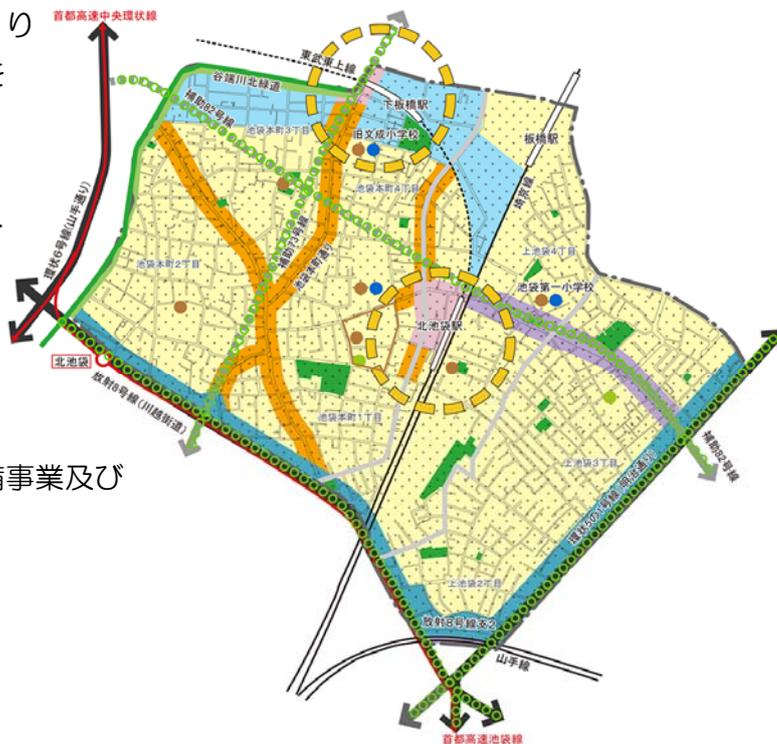
4 池袋本町・上池袋地域 ■地域像「多世代が会いふれあうまち」

■まちづくりの主な視点

- 地域と協働した木造住宅密集地域の改善による災害に強いまちづくり
- 暮らしを支えるコミュニティを育むまちづくり
- 日常生活を支える利便性の高いまちづくり
- 旧鎌倉街道や寺社の歴史と谷端川緑道を生かしたまちづくり

□重点的に推進する都市整備プロジェクト

- ①補助 73 号線及び補助 82 号線（特定整備路線）の整備と沿道まちづくりの推進
- ②上池袋 2 丁目から 4 丁目、池袋本町 1 丁目から 4 丁目での居住環境総合整備事業及び不燃化特区による不燃化の促進



5 池袋東地域 ■地域像「多彩な魅力があふれる池袋副都心」

■まちづくりの主な視点

- 首都機能の一翼を担う都市づくり
- 地域と協働した木造住宅密集地域の改善による災害に強いまちづくり
- 人と環境に優しいまちづくり
- 国内外の人々を惹きつける文化芸術の創出を支えるまちづくり
- 誰もがまちを楽しめるユニバーサルデザインのまちづくり
- スマートにエネルギーを利用するまちづくり
- グリーン大通りから広がるみどりと景観のまちづくり

□重点的に推進する都市整備プロジェクト

- ①池袋駅の再生
- ②「池袋駅東西連絡通路（東西デッキ）」の整備推進
- ③池袋駅東口駅前街区再編まちづくりの推進
- ④現庁舎地の整備
- ⑤現庁舎周辺まちづくりの推進
- ⑥東池袋駅周辺まちづくりの推進
- ⑦南池袋 2 丁目地区街区再編まちづくりの推進
- ⑧造幣局東京支局移転後跡地の整備
- ⑨東池袋 4、5 丁目での居住環境総合整備事業及び不燃化特区による不燃化の促進
- ⑩補助 81 号線沿道まちづくりの推進
- ⑪造幣局南地区まちづくりの推進
- ⑫池袋駅周辺でのユニバーサルデザインの推進
- ⑬池袋副都心交通戦略の推進（環状 5 の 1 号線の整備）



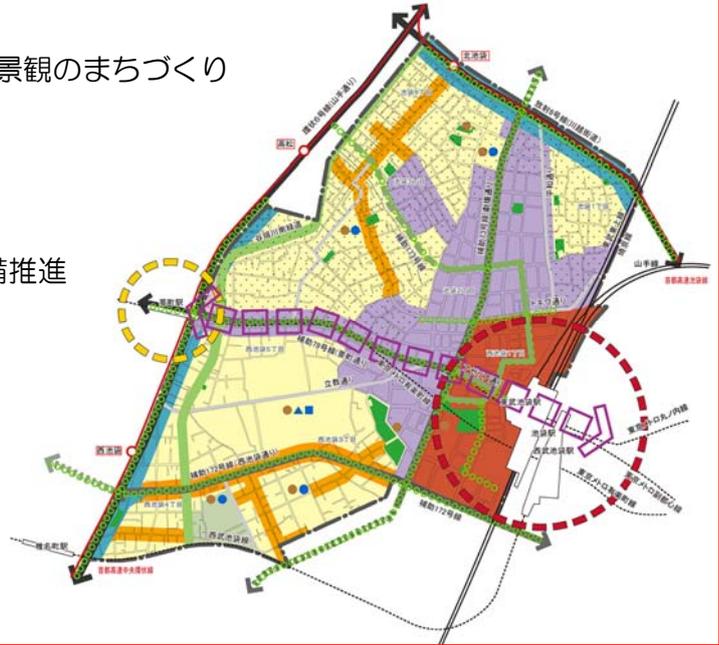
6 池袋西地域 ■地域像「芸術文化を育む池袋副都心」

■まちづくりの主な視点

- 東京芸術劇場と立教大学を中心にした芸術文化の都市づくり
- 首都機能の一翼を担う都市づくり
- 国内外の人々を惹きつける芸術文化を創出するまちづくり
- 誰もがまちを楽しめるユニバーサルデザインのまちづくり
- スマートにエネルギーを利用するまちづくり
- アゼリア通りや立教通りから広がるみどりと景観のまちづくり

□重点的に推進する都市整備プロジェクト

- ①池袋駅の再生
- ②「池袋駅東西連絡通路（東西デッキ）」の整備推進
- ③池袋駅西口駅前街区再編まちづくりの推進
- ④池袋西口周辺まちづくりの推進
- ⑤池袋駅周辺でのユニバーサルデザインの推進
- ⑥立教通りの整備
- ⑦補助 173 号線の整備



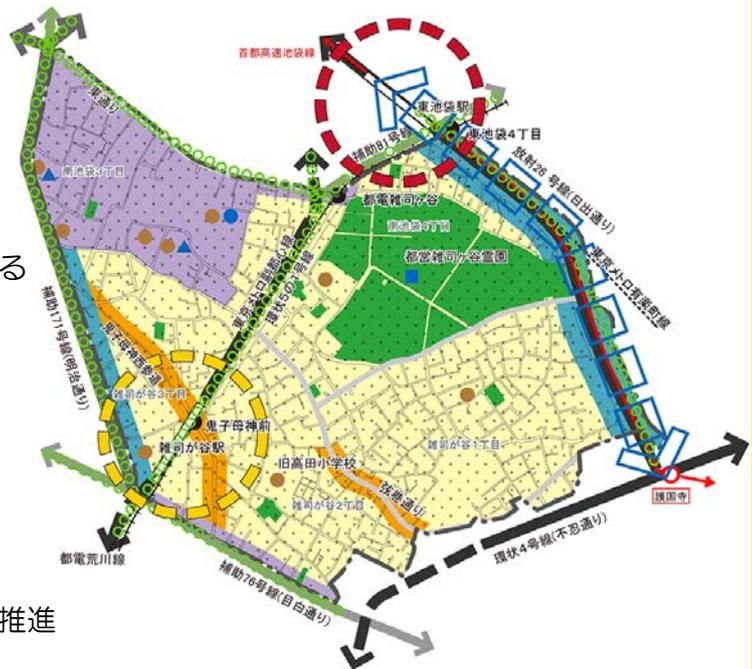
7 雑司が谷地域 ■地域像「江戸時代から続く歴史と文化に包まれたまち」

■まちづくりの主な視点

- 地域と協働した木造住宅密集地域の改善による災害に強いまちづくり
- 都電と新たな道路を生かしたまちづくり
- 個性ある歴史と文化を生かしたまちづくり
- みどり豊かで落ち着いた雰囲気を感じられるまちづくり

□重点的に推進する都市整備プロジェクト

- ①補助 81 号線（特定整備路線）の整備と沿道まちづくりの推進
- ②環状 5 の 1 号線の整備と沿道まちづくりの推進
- ③旧高田小学校の整備
- ④雑司が谷 1、2 丁目、南池袋 4 丁目での不燃化特区等による不燃化の促進



8 高田地域

■地域像「神田川と坂、歴史の情緒を感じられるまち」

■まちづくりの主な視点

- 安全・安心を実感できるまちづくり
- 子どもたちが安心して住み続けられるまちづくり
- 住宅地と都市型産業が共存するまちづくり
- 神田川と坂がある景観を大切にしまちづくり

□重点的に推進する都市整備プロジェクト

- ①環状4号線の整備と沿道まちづくりの推進



9 目白地域

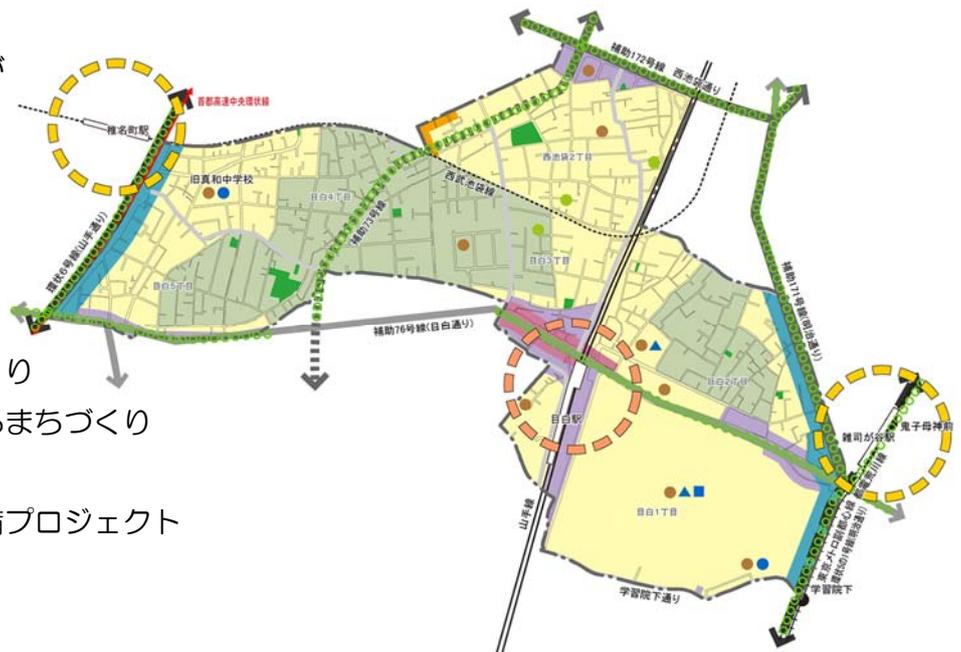
■地域像「潤いあふれる洒落た文教のまち」

■まちづくりの主な視点

- 大学と地域コミュニティがともに支える安全なまちづくり
- 落ち着いた文教地区にふさわしいまちづくり
- 学習院や低層住宅地のみどりを生かしたまちづくり
- 洒落た雰囲気を感じられるまちづくり

□重点的に推進する都市整備プロジェクト

- ①目白古道（仮称）の整備
- ②旧真和中学校の整備
- ③補助73号線の整備



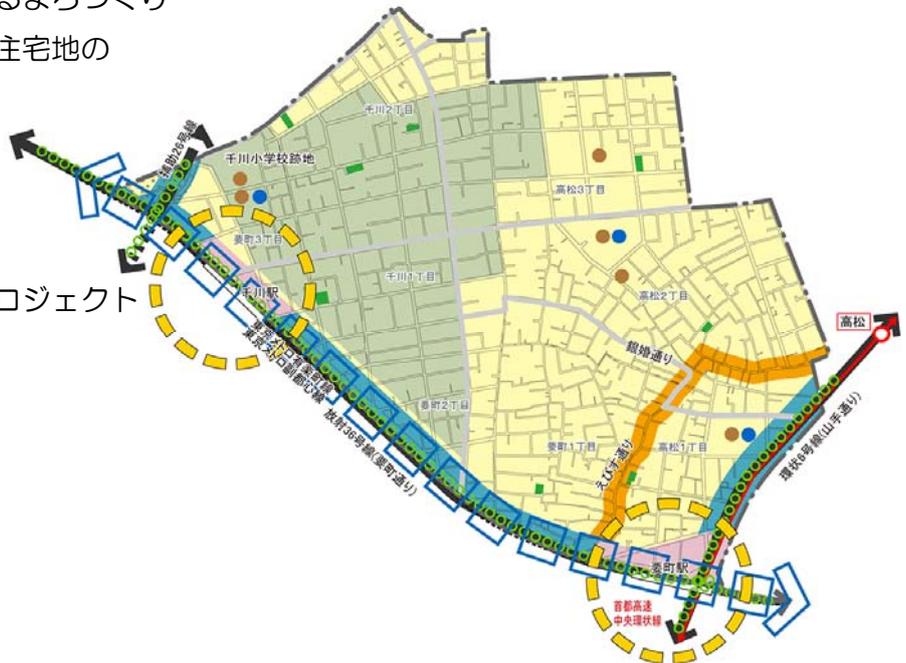
10 高松・要町・千川地域 ■地域像「みどりとふれあいを人々が育む閑静なまち」

■まちづくりの主な視点

- 安全・安心を実感できるまちづくり
- 駅や公園を中心とした庶民的で暮らしやすいまちづくり
- 利便性の高い閑静な住宅地を魅力にしたまちづくり
- アトリエ村の面影を感じられるまちづくり
- 寺社や個性のある公園、低層住宅地の
みどりを生かしたまちづくり

□重点的に推進する都市整備プロジェクト

- ①千川小学校跡地の整備



11 長崎・千早地域 ■地域像「街角で池袋モンパルナスの文化に出会えるまち」

■まちづくりの主な視点

- 地域と協働した木造住宅密集地域の改善による災害に強いまちづくり
- 駅を中心とした庶民的で暮らしやすいまちづくり
- 寺社や個性のある公園、低層住宅地のみどりを生かしたまちづくり
- 街角で地域の文化に出会えるまちづくり

□重点的に推進する都市整備プロジェクト

- ①補助 26 号線・補助 172 号線
(特定整備路線)の整備と
沿道まちづくりの推進
- ②長崎1丁目から5丁目、千早3丁目での
不燃化特区による不燃化の促進



12 南長崎地域 ■地域像「マンガ文化と健康づくりを個性にしたまち」

■まちづくりの主な視点

- 地域と協働した木造住宅密集地域の改善による災害に強いまちづくり
- 駅を中心とした庶民的で暮らしやすいまちづくり
- 個性ある公園や住宅地のみどりを生かしたまちづくり
- トキワ荘を中心としたマンガ文化を個性にしたまちづくり
- 健康づくりやスポーツを生かしたまちづくり



□重点的に推進する都市整備プロジェクト

- ①補助 26 号線（特定整備路線）の整備と沿道まちづくりの推進
- ②補助 26 号線沿道での不燃化特区による不燃化の促進
- ③南長崎 1 丁目から 6 丁目までの不燃化特区による不燃化の促進

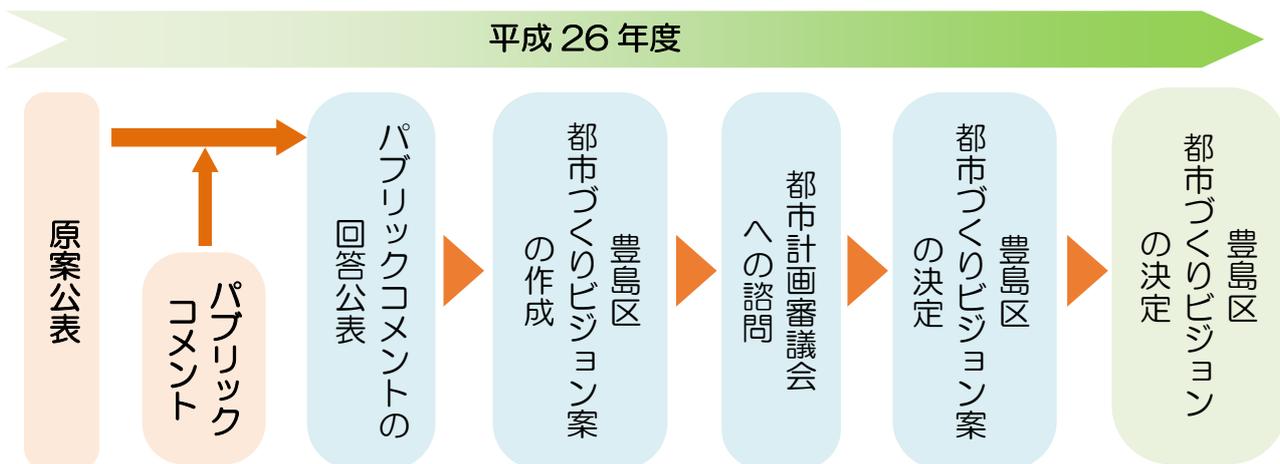
第7章 都市づくりビジョンの実現に向けて

○都市づくりの基本理念・目標の実現に向けて、協働と政策連携は豊島区の都市づくりを進める車の両輪です。現在の都市計画マスタープランにおいても、区・区民・事業者の役割分担と協働によるまちづくりや、教育・福祉・文化などと連携した総合的なまちづくりの考えを示していますが、今回の策定にあたっては、この考えを一層強化していきます。

<構成>

- 第1 都市づくりビジョンによる都市づくりの推進
 - 1 協働による都市づくりの推進
 - 2 複層化する都市づくりの課題に対応した政策展開
 - 3 都市づくりビジョンを実現へと導く街づくり条例の検討
- 第2 多様な視点からの都市づくりの推進
 - 1 広域と地域からの都市づくりの視点
 - 2 暮らし、働き、学び、楽しむなど都市で活動する多様な人々からの視点
 - 3 世代を超える視点
- 第3 都市経営の視点に立った持続可能な都市づくりの推進
 - 1 時代の変化に対応した効果的な都市づくりの展開
 - 2 都市づくりの目標を実現するための制度活用
 - 3 既存ストックの適正な維持管理と活用
 - 4 地域経営を実現するエリアマネジメントの促進
- 第4 都市づくりを支える人材の育成と活用
 - 1 都市づくりを担う人材の育成
 - 2 高い専門性を有する人材の活用
 - 3 協働と政策連携の要となる職員の育成

■今後の策定スケジュール



豊島区都市づくりビジョン（原案）に対するご意見をお寄せ下さい。

■意見募集期間 平成 26 年 10 月 1 日（水）から平成 26 年 10 月 30 日（金）まで

■提出方法 次のいずれかの方法で提出して下さい。

- ①持参／豊島区都市整備部都市計画課
- ②郵送／〒170-8422 豊島区東池袋 1-18-1
- ③ファクシミリ／03-5950-0803
- ④電子メール／A0022603@city.toshima.lg.jp

○お寄せいただいたご意見については、策定検討委員会の考え方とあわせてホームページ等で公表します。
○「電話でのご意見の受付」及び「ご意見への個別回答」はいたしませんので、あらかじめご了承ください。
○お寄せいただいた情報については、意見募集の用途以外には使用いたしません。

■豊島区都市づくりビジョン（原案）説明会のお知らせ

パブリックコメントの実施にあわせ、豊島区都市づくりビジョン（原案）の説明会を下記の日程、会場で開催いたします。説明会にご参加されたい方は、都市整備部都市計画課までお問い合わせください。
※要事前申込、定員有

10月 4日（土）10時～12時	会場：東部区民事務所（駒込、巣鴨・西巣鴨、大塚）
10月11日（土）10時～12時	会場：上池袋コミュニティセンター（池袋本町・上池袋、池袋東、池袋西）
10月18日（土）10時～12時	会場：雑司が谷地域文化創造館（雑司が谷、高田、目白）
10月25日（土）10時～12時	会場：要小学校（高松・要町・千川、長崎・千早、南長崎）
10月27日（月）19時～21時	会場：上池袋コミュニティセンター（全体説明）

豊島区都市づくりビジョン全般に係る内容については、各会場同じ内容を説明しますが、地域別構想の内容については、地域毎にそれぞれの会場で説明を行います。会場をお間違えないようお気をつけください。

都市計画に関する基本的な方針
豊島区都市づくりビジョン
一次世代が誇れる文化と魅力を備えた都市の創造—
原案リーフレット
平成 26（2014）年 10 月

編集・発行
豊島区都市整備部都市計画課
〒170-8422 豊島区東池袋 1-18-1
電話 03-6863-4173